

憲法第96条の憲法改正発議要件の緩和に反対する決議

憲法改正手続を定めた憲法第96条第1項の発議要件について、衆参各議院の総議員の3分の2以上から過半数の賛成に緩和すべきとの憲法改正議論がなされている。

しかし、発議要件を衆参各議院の総議員の3分の2以上と定めたのは、憲法が国家権力に縛りをかけ、国家権力の濫用を防止して国民の自由と権利を保障する立憲主義に基づくものであることと、憲法の最高法規性から、憲法を改正しようとするときには国会において十分な審議を尽くし、圧倒的多数の合意が達成された後に国民に対して提案（発議）されなければならないことによるものである。

この発議要件を過半数の賛成に緩和すると、時々の国家権力による恣意的な憲法改正に道を開き、立憲主義と憲法の最高法規性を根底から揺るがすおそれがある。

しかも、2007年に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）は、国民投票における最低投票率の規定がないほか、国会による発議から国民投票までの期間が60日以後180日以内に限定されている等不十分な手続となっている。これらの憲法改正手続法の修正がされないまま、憲法の発議要件が緩和されると、時々の国家権力が十分な国会審議もしないまま、憲法改正の発議を強行し、わずか60日後に国民投票にかけ、例えば、40%の投票率でわずか20%を超える程度の国民の賛成で憲法改正がなされるという恐るべき事態を招く懸念がある。その懸念を払拭するためにも憲法改正手続法の見直しを先に行うことが必要である。

そもそも憲法第96条第1項の発議要件を緩和すべきとする背景の一つには、現憲法が戦後占領下においてアメリカによって押し付けられたものであって、自主憲法を制定すべきであるとの意見がある。

確かに、現憲法の原案は、日本国政府に提示されたいわゆるマッカーサー草案を政府が翻訳をし、内容の修正をして国民に発表したものであるが、マッカーサー草案には、明治維新以降の自由民権運動の思想が取り入れられているほか、衆議院、貴族院で数多くの修正がなされ、帝国議会で圧倒的多数の賛成で成立したものである。

これらのことからすると、現憲法は明治維新以降の自由民権運動の思想を受け継ぎ、第2次大戦において我が国政府の行為によって国内外において数千万人という犠牲者を出したという反省の下、多くの国民の支持を得て制定されたものであって、その基本原理は、国民主権、基本的人権尊重、徹底した平和主義であり、その価値は人類普遍の原理として今後も後世に引き継いでいくべきものである。

ところが、現在行われている発議要件緩和の議論は、先に行うべき憲法改正手続法の手直しを行わないまま、憲法改正のハードルを下げようとするもので到底容認できない。しかも、憲法改正発議要件の緩和をした後に、憲法第9条（国防軍の設置等）、人権規定（公益及び公序による制約等）、統治機構（基礎地方自治体・広域地方自治体、緊急事態等）の改正を実現しようとの意図に基づくものでもある。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする当弁護士会連合会は、憲法改正発議要件の緩和が立憲主義の土台を揺るがすおそれがあることから、憲法第96条に係る改正に強く反対する。

2013(平成25)年11月15日

四国弁護士会連合会